

2004年の環境政策の動き

2004年は、夏期の猛暑や台風の上陸数など気象の異常が目立ち、その背景に地球規模の気候変動が既に進行しているのではないかと懸念が広がりました。気候変動問題については、京都議定書がロシアの加盟により2005年2月に発効することから、国内の温暖化対策にも法的な達成義務が生ずることになります。

平成16年版の政府環境白書は、副題を「広がれ環境のわざと心」として、社会の環境効率性を追求した「環境革命」が必要であるとの認識を示しています。わが国の環境政策は、顕在化した個別問題の解決という立場から、環境問題の予防的アプローチを採用するという立場へとシフトしつつあります。

以下に、2004年度中の環境政策の大きな動きをピックアップして、その概要を紹介します。

京都議定書発効へ(ロシアの加盟)

ロシアは、京都議定書への加盟についての議会承認を受け、11月18日に批准書を国連に寄託しました。これにより、図1に示すように、議定書発効の要件(55カ国の加盟と先進国(附属書I国)の排出量の55%を占める国の加盟)が満たされたことになり、2005年2月16日に発効します。

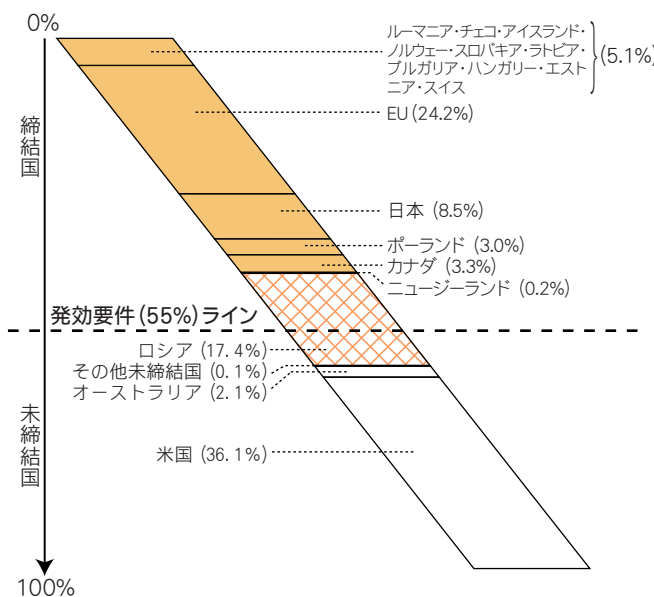


図1 附属書I国(排出目標のある先進国)の京都議定書への加盟状況(数値%は、1990年附属書I国の二酸化炭素排出割合)

京都議定書が発効した場合、わが国は基準年対比で6%削減(1990年が基準年となるがその後の排出量の伸びを合計すると、対2003年度では14%削減)の履行を迫られることとなります。そのため、「京都メカニズム」(次ページ参照)の活用と経済的措置(税)の検討が具体化します。

また、附属書I国(先進国)についてみると、ロシアは排出可能量よりも実排出量の方が少ないため、今後、国際間の取引が話題になりますが、最大の排出国である米国の参加がないままに議定書が発効することになり、「京都メカニズム」の実質的な効果に課題が発生します。さらに、インド・中国のような条約上の途上国には適用されないことから、排出量のシェアが大ききまた今後の成長が予想される諸国の動向は、京都議定書の次の約束期間(2013年以降)の検討には欠かせない要因となります。

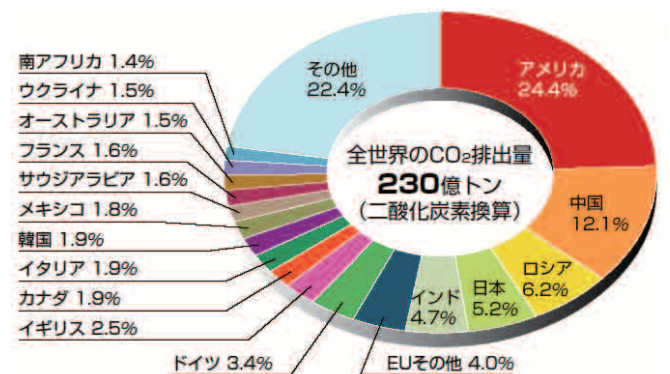


図2 世界各国の二酸化炭素排出状況(2000年時点:数値目標の設定されていない国を含む) (『STOP THE 温暖化 2004』パンフ(環境省)より)

POPs条約の発効

PCBやダイオキシン類など12種類の残留性有機汚染物質による汚染対策(POPs条約)は、当初の予想を上回る早さで55カ国が加盟し、2004年5月に発効しました。国内法の手当は既に完了しており、わが国においては、対象物質のうち、PCB等の、保管されている製品の早期無害化処理が課題となります。また、条約に沿った地球規模での汚染モニタリングも開始されます。

(参考) 京都メカニズムの概要

京都議定書の数値目標を達成するために設けられたルールであり、その概要は次のとおりです。なお、実際の運用にあたっては、詳しい取り決めがあり、正確な解説は環境省HP等に 있습니다。

(1) 排出量取引

- ・温室効果ガス削減の数値目標が設定されている先進国間で、排出枠の取得・転位(取引)を認める仕組みです。取引後も先進国の排出枠総量は変わりません。
- ・効果としては、市場メカニズムにより、目標達成のための全体費用を低下させることが可能になると言われています。

(2) クリーン開発メカニズム(CDM)

- ・温室効果ガス削減の数値目標が設定されている先進国が、途上国で排出削減等のプロジェクトを実施し、削減量に応じたクレジットを参加者で分け合う仕組みです。このクレジットは排出枠として活用が可能になります。
- ・プロジェクトが実施される途上国には、削減枠がないことから、投資する先進国の総排出枠は増加します。

(3) 共同実施(JI)

- ・温室効果ガス削減の数値目標が設定されている先進国相互が協力して、先進国内で排出削減プロジェクトを実施し、削減量に応じたクレジットを参加者に配分する仕組みです。クレジットは排出枠としての活用が可能です。
- ・排出目標のある先進国同士のプロジェクトであるため、先進国の総排出量は変わりません。

海洋汚染防止法の改正

廃棄物の海洋投棄に関する規制を強化したロンドン条約(1996年議定書)への対処の国内法として、海洋汚染防止法が改正され、5月に公布されました。これにより、船舶からの廃棄物の海洋投入は原則的に禁止となり、海洋投入を行う場合には、個別のアセスメントによる影響の把握と環境大臣の許可が必要となりました。今後、従来は海洋投入されていた廃棄物の発生量の削減や陸上処理への切り替え等が課題となりますが、海洋投入を行う際には、有害物質(沿岸底泥の浚渫時)の生態系への影響等も課題となるでしょう。

大気汚染防止法の改正

本誌『i-net』Vol.9で紹介したとおり、法改正によって、

固定発生源からの揮発性有機化合物(VOC)排出が規制され、大気中での二次生成粒子や光化学オキシダントの生成防止への効果が期待されます。なお、報道によれば、東京都内での2004年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は、猛暑の影響もあって2003年を大幅に上回りました。規制法の枠内で、自主的取り組みの制度を取り入れた今回の制度改正の波及効果にも着目する必要があります。

特定外来種による生態系被害の防止に関する制度(新法)

外来生物は、農作物や人への直接の被害のほかに、日本の生態系保護の観点からも重要視されます。2004年の6月に公布された新法で、特定外来種(マングース、オオヒキガエル、ブルーギル)は飼養が許認可対象となるほか、その被害防除に対する事業がスタートします。

環境配慮促進制度(新法)

環境パフォーマンスに関して、具体の法制度が6月に公布されました。国・自治体の事業活動に伴う環境配慮の取り組みの公表や、特定事業者(政府関係の機関)における環境報告書の作成・公表義務を主な内容とします。一般の企業等については規定していませんが、企業の環境報告書は、数百社にとどまっており、実績の増加に大きな後押しとなるものと思われます。

環境ビジネスの発展

2004年5月に公表された政府の環境白書は、狭義の「環境ビジネス」のほかに、「環境誘発型ビジネス(環境保全を考えた消費者の行動が、環境に配慮した機器やサービスの需要や市場を誘発する。)」という概念を提唱しました。環境分野のビジネスチャンスに当社も積極的に取り組みます。

表 環境関係のビジネスの市場規模

種 類	市場規模(2000年)	市場規模(将来)
環境ビジネス	約30兆円	約58兆円(2020年)
環境誘発型ビジネス	約41兆円	約103兆円(2025年)

(『平成16年版環境白書』より)